

## 【お知らせ】

### 磐田市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の概要

#### 1. 趣旨

工場立地法は、工場立地と地域環境調和を目的に、一定の規模以上の工場について緑地等の整備を義務付けるため、昭和49年3月に施行されました。従来この法律の受付申請事務は静岡県でしたが、地方分権一括法（地方主権改革第2次一括法）により、平成24年4月から市に事務移譲されたことに伴い、国が定める基準に代えて、地域の実情に沿って市独自の基準を適用できる地域準則条例の制定が併せて可能となりました。このため、本市においても地域産業の維持・発展を目的とし、本市独自の緑地面積率等を定めるべく、この条例を制定するものです。

#### ◎工場立地法の対象となる特定工場

【面積】敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上または建築面積（水平投影面積）3,000 m<sup>2</sup>以上

【業種】製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電は除く）

#### 2. 条例の内容

都市計画法第8条第1号に規定する用途地域のうち、準工業地域、工業地域・工業専用地域及び、都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち、磐田市都市計画マスタープランにおいて工業集積地区に位置付けられた区域については、工業の利便を図る地域であることから、工場の生産活動を促進するため、緑地面積率、環境施設面積率を緩和します。また、全市域において重複緑地算入率を緩和します。

図表【緑地・環境施設の面積率等】

区分	工場立地法 準則 (H29.3.31 まで)※全市域	市条例 (H29.4.1 から)			
		住宅・商業地域	準工業地域	工業・工業専用地域	市街化調整地域
		その他区域	準工業区域	工業・工専区域	上段：その他区域 ----- 下段：工業集積区域
緑地面積率	20%以上	20%以上	10%以上	5%以上	20%以上 ----- ※10%以上
環境施設 面積率	25%以上	25%以上	15%以上	10%以上	25%以上 ----- ※15%以上
重複緑地率	1/4 まで	敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 1/2 まで			

※市街化調整区域のうち、下段は磐田市都市計画マスタープランにて工業集積地区に位置付けられた区域。

☆「緑地」とは・・・植栽や芝生等で緑化し管理がされているもの

☆「環境施設」とは・・・緑地のほか、池、グラウンド、太陽光パネル等

☆「重複緑地」とは・・・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化（緑化ブロック）等

### 3. 施行日

平成 29 年 4 月 1 日（土）

### 4. 皆様へのお願い

今回の条例制定にあたっては、全市一律の緩和ではなく、土地の用途区域ごとに面積率を定め緩和しています。工業的な土地利用をする用途である準工業地域、工業地域・工業専用地域等に重点を置き緩和を行うものであり、原則として生活圏となる住宅・商業地域や農業を保全する用途未指定地域（市街化調整区域）については現行法のとおりです。

緑地率等の緩和により特定工場内の緑地等が減少することに伴う周辺環境や景観への影響も危惧されることから、緑地等の設置には、「環境の保全を図りつつ適正に行われるように導く」工場立地法の趣旨に鑑み、外周への重点的な緑地配置など、周辺環境に配慮した緑地整備について配慮いただくようお願いいたします。

### 5. 既存工場（昭和 49 年以前から操業の工場）の取扱いについて

工場立地法準則により、平成 49 年 6 月 28 日以前から操業している工場については、「既存工場」として経過措置が認められ、緑地面積率や環境施設面積率を満たさない場合に生産施設面積を増設する際には、「準則計算」によって算出される緑地（環境）面積の整備が必要ですが、これまで全市一律であった係数（緑地 0.2、環境施設 0.25）は、市条例施行に伴い、工場の所在の区域によって変更（緑地 0.05～0.2、環境施設 0.10～0.25）となりますので、今後の届出の際にはご注意ください。

なお、今回の条例施行にかかる緩和により現在の緑地率及び環境施設面積率が満たされる既存工場については、今後は「準則計算」による届出は不要になります。

### 6. その他（届出受理事務について）

工場立地法にかかる各種届出につきましては、正副 2 部ご提出いただき、市で受理処理後に 1 部を控えとしてお返ししていますが、数字等の誤りが多く散見され、修正や再提出をお願いする案件が多くなっております。

書類審査にお時間がかかり皆様にご迷惑をお掛けしないよう、スムーズな届出受理事務を行うためにも、今一度提出前の確認をお願いするとともに、ご不明な点がございましたら事前のご相談をお願いします。

#### 【お問い合わせ先】

磐田市 産業部 産業政策課

T E L : 0 5 3 8 - 3 7 - 4 9 0 4

F A X : 0 5 3 8 - 3 7 - 5 0 1 3

e-mail : sangyo@city.iwata.lg.jp